

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱（平成20年宗像市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

補助対象経費は、在籍する障害児のために私立幼稚園が個別に加配する教諭の人件費とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱(平成20年宗像市告示第63号)新旧対照表

改正案		現行
(補助対象経費及び補助金の額) 第4条 補助対象経費は、在籍する障害児のために私立幼稚園が個別に加配する教諭の人件費とする。	(補助対象経費及び補助金の額) 第4条 補助対象経費は、在籍する障害児のために私立幼稚園が行う教育上の特別の支援に要する経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 人件費 (2) 教育研究費 (3) 教材費 (4) 管理経費 (5) 設備費 (6) その他市長が障害児のための教育上特別の支援と認める経費	
2 (略)	2 (略)	

【改正理由】

障害児保育に関して、保育所と幼稚園に交付する補助金の対象経費を統一するため。